

入 札 告 示

下記のとおり一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 2 月 6 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 契約担当部局

〒062-0934 札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1 番 21 号

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部子ども発達支援総合センター地域支援課企画係

電話 011-821-0070

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市子ども発達支援総合センター消防用設備点検業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(4) 履行場所

札幌市子ども発達支援総合センター（札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1 番 21 号）

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 年度～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」に登録されていること。

(3) 令和 4 年度～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。

(4) 消防設備士（甲種第 1・4・5 類、乙種第 6 類）の資格を有する者を配置できること。

(5) 消防設備士（甲種第 4 類）かつ電気工事士又は電気主任技術者の資格を有する者を配置できること。

(6) 防火対象物点検資格者の資格を有する者を配置できること。

(7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (10) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。また、入札説明書等は下記URLのホームページからダウンロードできる。
http://www.city.sapporo.jp/kenko/iryo/chikutaku/chikutaku_nyuusatu.html
- (2) 入札書の提出方法
持参又は郵送
- (3) 入札書の提出期限
令和7年2月27日（木） 10時00分（郵送の場合は必着のこと。）
- (4) 開札の日時及び場所
令和7年2月27日（木） 11時00分
札幌市子ども発達支援総合センター1階会議室（札幌市豊平区平岸4条18丁目1番21号）

5 入札手続等

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金
要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づき参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法等
ア 落札者の決定
開札後、札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、有効な入札をした者があった場合は、落札者の決定を保留し、そのうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札者の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する(事後審査方式)。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者の入札を、入札参加資格の有しない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以降、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。